

新型コロナウイルス感染症

暮らしの相談窓口・ 支援を紹介します

新型コロナウイルス感染症の拡大は、多くの方の生活に影響を及ぼしています。区では、この影響により、暮らしのサポートを必要としている方が相談できる窓口の開設や、各種支援を行っています。不安なこと等があるときは、ぜひ、ご利用ください。

仕事・生活サポートデスクに相談してください

専門の相談支援員が、暮らしの不安や心配事等の相談を受け付けます。また、相談内容に合わせて、関係機関と連携しながら支援を行います。

問合せ 仕事・生活サポートデスク（生活福祉課自立支援係）
☎内線2624

《主な相談内容》

- ・休業等で収入が減り、生活に困っている
- ・家賃が払えず、住むところに困っている
- ・仕事が見つからない、探し方がわからない
- ・家族のことで悩んでいる

生活を支援します

各種資金を貸し付け

● 緊急小口資金の特例貸付

休業等により収入が減少した世帯に対し、緊急かつ一時的な生計維持のための資金を貸し付けます。

貸付上限額 1世帯あたり20万円

償還期間 2年以内（据置期間は1年以内）

● 総合支援資金の特例貸付

休業等により収入が減少し、日常生活の維持が困難となる世帯に、生活再建までの資金を貸し付けます。

貸付上限額 1世帯あたり20万円以内 ※単身世帯は1か月15万円

貸付期間 3か月以内 **償還期間** 10年以内（据置期間は1年以内）

※いずれも無利子で保証人不要。詳細は、お問い合わせください **問合せ** 荒川区社会福祉協議会 ☎(3802)2794

荒川区国民健康保険加入者へ傷病手当金を支給

対象 次のすべてに該当する方
▶勤務先から給与の支給を受けている
▶新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染の疑いにより就労できなかった期間があり、その期間、給与の全額または一部が支給されなかった

支給対象期間 就労できなくなった日から3日が経過した日～就労に復帰するまでの間で休業した日
※詳細は、お問い合わせください

申込み問合せ 電話で、国保年金課保険給付係☎内線2381

水道・下水道料金の支払猶予の受付を延長

猶予期間 申し出をした日から最長1年間

対象 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等で、一時的に水道・下水道料金の支払いが困難になった方
※すでに支払猶予の申し出をした方も、対象料金をすべて納めた場合は申し出ができません
※制度の詳細は、水道局ホームページ
(https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/tetsuduki/tetsuduki/tesuzuki_yuuyo.html) をご覧ください

受付期限 9月30日(木)

申込み問合せ 電話で、東京都水道局お客さまセンター
☎(5326)1101

引き続き、油断せず感染対策の徹底をお願いします

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いています。感染拡大の第4波を防ぐためにも、一人ひとり、油断せずに感染対策の徹底をお願いします。

問合せ 保健予防課感染症予防係 ☎内線430

新型コロナウイルス感染症対策のポイント

- 話すときは必ずマスクを着用する
- こまめに手洗いをする
- 常に換気に注意する
- 食事の際は静かにする
- 家も職場も、毎日掃除・消毒する
- 身体的距離を確保する

区施設では一部利用制限等、感染拡大防止のための対応をしています。なお、発熱やせき等体調不良の場合は、利用を控えてください